

議員提出議案第1号

緊急事態基本法の早期制定を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成24年9月21日 提出

提出者 橋本市議会議員 松浦 健次

賛成者 橋本市議会議員 妙中 嘉三

〃 橋本市議会議員 清水 信弘

## 「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災における政府の対応は、当初「想定外」という言葉に代表されるように、緊急事態における取り組みの甘さを国民と世界に広く知らしめる結果となった。

世界の多くの国々は、今回のような大規模自然災害時には「非常事態宣言」を発令し、政府主導のもとに震災救援と復興に対処している。

我が国のように、平時体制のまま国家的緊急事態を乗り切ろうとすると私有物の撤去や土地の収用など初動態勢に手間取り、救援活動にさまざまな支障を来し、その結果、被害の拡大を招くこととなる。

また、我が国の憲法は平時を想定したものとなっており、外部からの武力攻撃、テロや大規模自然災害への対応を想定した「非常事態条項」が明記されていない。

平成 16 年 5 月には、自由民主党、民主党、公明党 3 党が「緊急事態基本法」の制定で合意し、成立を目指したが、今日まで制定されていない。

よって、政府及び国会におかれては、「緊急事態基本法」を早急に制定されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 24 年 9 月 日  
橋本市議会

(提出先) 衆参両院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣  
外務大臣、国土交通大臣、防衛大臣、内閣官房長官